

災害廃棄物の処理に関する基本協定書

宮城県（以下「甲」という。）及び北九州市（以下「乙」という。）は、宮城県石巻市において発生し、東日本大震災により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理（運搬、処分又は再生をいう。以下同じ。）を行うための基本的な事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、被災地である宮城県石巻市の復旧復興を支援するため、北九州市内において引き受ける災害廃棄物の円滑な処理を図ることを目的とする。

（災害廃棄物の処理）

第2条 甲は災害廃棄物の処理業務（第4条及び第5条の規定において甲がすることとされている業務を除く。以下同じ。）を乙に委託するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき甲から受託した災害廃棄物の処理業務を、第三者に委託し、処理できるものとする。

（災害廃棄物の種類及び受入基準等）

第3条 この協定に基づき、乙の廃棄物処理施設において受け入れる災害廃棄物については、次の要件を満たすものとする。

(1) 宮城県石巻市の災害廃棄物のうち、主な組成が木くずである混合可燃物であって、宮城県石巻市雲雀野町にある二次仮置き場（以下「二次仮置き場」という。）において破碎・選別等の処理を行い、その長さが概ね30センチメートル以内となったもの。

(2) 放射能濃度（セシウム134及びセシウム137の合計値。以下同じ。）が1キログラム当たり100ベクレル以下のものであって、その量は年間39,500トン以内とする。

2 甲は、前項第1号に規定する選別等の処理を行うに当たり、土砂や不燃物を極力除去するとともに、アスベストやPCB廃棄物等の有害物質の混入を防止する措置を講じるものとする。

（災害廃棄物の運搬等）

第4条 前条に規定する災害廃棄物については、甲が二次仮置き場から日明積出基地ストックヤード（北九州市小倉北区西港町。以下「ストックヤード」という。）まで運搬し、乙がストックヤードから北九州市新門司工場（北九州市門司区新門司）、日明工場（北九州市小倉北区西港町）及び皇后崎工場（北九州市八幡西区夕原町）まで運搬することとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する災害廃棄物の運搬が適切に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

（災害廃棄物の放射能濃度等の検査）

第5条 甲及び乙は、災害廃棄物の処理に当たり、別途定める放射能濃度等の検査を行うものとする。

(処理委託契約の締結及び経費の負担)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理に当たり、別途廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、必要となる委託契約を締結するものとする。

2 この協定に基づく災害廃棄物の処理に係る経費については、甲が負担するものとし、その金額は、前項に規定する委託契約により別途定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。

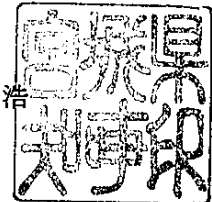
(協議)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項について疑義が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定めのない事項について新たに定める必要があるときは、その都度、協議するものとする。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 7 月 3 / 日

甲 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
宮城県知事 村井嘉浩



乙 福岡県北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市長 北橋健治

